### 期 的 資 本 0 蓄 積 過

程

(PS) 完

前

鴻池家算用帳の研究の一節

八 残された諸問題 (四)費用について〔以上第一二巻第四号〕

純益

宝暦六年の算用帳について

三

算用帳の構成 課題の限定

目

次

五. 24

利息収入

業務の大勢(以上第一一巻第五号) 算用帳を通してみた資本蓄積

預り銀〔以上第一二巻第二号〕

費用(その他の支出を含む)

諸払一享保十年以降 諸払―享保九年まで

> $\equiv$ 算用帳と家督相続

至 9 利貸業の保全 留帳と別帳

本家と別家 (熊野三山名目金)

その他

大名貸と物産売捌きの関係

九

むすび

[以上本号]

安

岡 重

明

残された諸問題

35

門家の経営の基本線のみをほぼ紹介した。 ろを諸多の諸史料との関連において再把握し、江戸期における商人資本の一典型の全貌を可能な限りあきらかにする してもなおきわめて不充分な研究であり、 には前途は遼遠である。そこで最後にとりあえず、以上の分析で不充分であった二、三の問題について補足し、 われわれは、以上によって百数十年間、 二との問題については問題点を指摘し、今後の研究の手がかりとしたい。これらの諸問題のえらび方は、 今後との研究は続けられねばならない。 副題 三干二百頁にわたる算用帳をその構成にしたがいつつ分析し、鴻池善右衞 (鴻池家算用帳の研究の一節)にもかかげたように、 そして算用帳の分析に示したとこ 算用帳のみに関 幾分慾 また

益

であることに制約されている。

意的であるが、

研究がその緒についたばかりであり、

この研究が中間報告であることおよび算用帳を中心とした研究

か 年間 四年には一・四%となった。文化期の純益率は発展期の十分の一にもみたないようになっていた。 ともあきらかではあるが、 わかるようになっていた。 んたんに算出しておこう。 鴻池家の算用帳は、 宝永二年の五カ年には八%となり、享保八年 |の純収益の算出はなされていなかった。 すでに示したように貸借対照と損益計算の両者からなり、 資産の増加率を計算した第二表の諸年度とあわせて年間純益額および元銀に対する比率を われわれが示したところから時代下るにつれて年間収益率が逓減したことは計算をまたず 寛文十一年から延宝三年の五カ年の年間平均純益率は二二%であったが、 しかし年度末の純資産から(前年) ――十二年には六%、天明元年 元銀をさし引けばただち年間純益が 毎年の純資産が算出されていたが、 ――五年には三%、 文化十年 元禄十四年 +

第 17 表 純 益

年	,	資 産	前年元銀	純 益	比	平均
寛文	11	д 236	204	7f 32	16 %	%
	12	298	236	62	26	
	13	385	298	87	30	22
延宝	2	475	385	90	23	,
	3	554	475	79	17	
元禄	14	15, 164	13, 768	1, 396	10	
	15	16, 556	15, 161	1, 395	9	
	16	17,820	16, 556	1, 264	8	8
宝永	1	18,847	17,820	1, 027	6	
	2	20, 305	18, 847	1, 458	8	
享保	8	17, 148	15, 646	1, 502	10	
	9	18, 241	17, 148	1, 093	6	
	10	18, 987	18, 241	746	4	6
	11	20, 187	18, 987	1, 200	6	2
	12	21.016	20, 187	829	4	
天明	1	18, 636	17, 848	788	4	
	2	18, 952	18, 516	436	2	
	3	19, 312	18,832	480	3	3
	4	19, 824	19, 192	632	3	
	5	20, 178	19, 644	534	3	
文化	10	26, 134	25, 724	410	1.6	
	11	26, 428	26,004	424	1.6	
	12	26, 678	26, 298	380	1.4	1.4
	13	26, 837	26, 548	289	1.1	
	14	27, 019	26,707	312	1.2	

以上は毎年正月における資産と前年元銀の比であるから,実質的には各々前年度の純 益及びその比を示している。

示しておく。

げた。 においては、 二年までの算用帳と安永二年以後の算用帳の連結の仕方が不明であったから、 宝暦六年から明和元年に至る算用帳は、諸銀高が不自然に低かったが、その前後の年度の算用帳が現存せず、延享 しかし延享二年以前および安永二年以降の算用帳につながるものであるか否かに疑問があったため、 当該年間についてはほとんど言及せず、 観察から捨象した。当該年間の算用帳を紹介して、その理由を その脈絡は不明のまま、 第一表に との研 か 究

- が、 たように、 三一八貫目余に対し、 前後の資産に比較して銀高が非常に異る。すなわち延享二年の資産一万九、 宝暦六年から明和元年十一月までの 算用帳の諸勘定の構成は、 しばしば行われたのであるから、この点は絶対的な理由にはならない。 当該期間のそれは三〇〇〇――七〇〇〇貫目である。 基本的にはその他の算用帳と一致している しかし、 一〇九貫目余、安永二年の資産一万 資本の加除は第三表に示し
- の算用帳の性格がほぼあきらかになる。 六厘を八十(宗益の後妻)へ譲りわたした。 八六七貫四七一匁六分六厘のうち、三、八〇〇貫目を辰 そのときの譲り状がこの算用帳の中に記載されている。 (不明、 隠居後の女子か)へ、残り三、〇六七貫四七一匁六分 これをみれば、

この帳面において鴻池喜右衞門(五代宗益、当時隱居)

は、

同年正月十四日棚颪元六、

宝曆十年七月二十日、

(残六千八百六拾七貫四百七拾壱匁六分六厘 辰正月十四日棚颪元)

残而三千六拾七貫四百七拾壱匁六分六厘 三千八百貫目 辰江譲り渡ス 用帳に計上され、

### 八十江譲り渡ス

樣共可被致候。 被致養子、万端セ話頼存候。尤辰方相続無恙有之候上、右残銀有金共八十存念ヲ以、 此度辰儀山中五左衛門殿後室おミ保殿江養女ニ指遣候。 且自分茂近年病身二付、 **尤善右衛門方ニ預け置候御先祖々之頂り有金、是亦可為同前候。**勿論辰方之儀も八十致セ話被呉、末×為相続之、 家業躰ミセ詰も難相成候故右残銀帳面之通八十江譲り渡申候。 依之右三千八百貫目並四条通り凾谷鉾町北側家屋敷二ヶ所相添譲り申 辰江御譲り可被成侯。右之通其方衆江譲渡 然ル上ハ此己後八十存念次第、 如何

宝曆十 支辰 年

**侯所実正也**。

為後証佐而如件

七月廿日

山中屋 鴻池屋 八十殿 辰 殿

鴻池喜右衛門

判

鉾町北側家屋敷二カ所をそえて譲り、 この譲り状は、 辰を山中五左衞門後妻おみ保へ養女にやるにあたって、彼女に銀三八○○貫目と京都四条通り函谷 残額を宗益の後妻八十に譲りわたしたものである。八十に残額を譲りわたす理

店詰めも相成りがたく候ゆえ」とあり、

隠居(享保八年)後の身でありながら、

善右衞

由に「自分も近年病身につき家業躰、

けば、 門(六代幸行)方へ預けてある 御先祖よりの預り有金も同様である、とのべている。 更に、辰の方の相続がうまくゆ 数千貫目の資本の運用を行っていたと想像される。そして、今後右の残額は八十が思うようにすればよいし、 八十の意志によって右の残額を辰へゆずりわたしてもよい、といっているのであるから、 運用されている資本と全く別わくのものであった、と考えるべきであろう。 この帳面は本家の算

四年三月二十六日の半年後であった。そして算用の最後に次のごとく記されている。 この算用帳は、 明和元年(宝暦十四年)十一月に決算されたのが最後である。 これは五代宗益が没した宝暦十

これによれば、

右帳面之銀高、此度一統相談之上、

別段物ニ相立、

新帳へ書記候ニ付、

以後此帳面入不申候。

為其書付置者也 善右衛門

四郎

この算用帳が、

喜右衞門宗益が仕廻していた銀高の算用帳であったことを示している。 回

以上によってわれわれは、

との帳面の銀高は一統相談の上、別段物に相立てる、とあり、この記事もまた、

とを明確に知りえたのであるが、第一表および第三表に示されたように、各代の隠居がそうした銀高をもっていたこ 恐らく偶然に残されたと思われる隠居の算用帳から隠居運用の銀高の存在

したと

本家算用帳外の資産がいかに大きかったかを知る手がかりを与えるもの

鴻池家の経営形態において注目をひくのは、算用帳が残っている寛文十年以来、 所有と経営が分離され

決算にあたって手代が連名であずかり状をかいていることは興味ぶかい。それを紹介する。 その結果について責任をもっ

たには違いない てい

、た点で

当主が経営を指揮し、

が、 ある。

算用帳上でそうなされていたとしても、

である。

算用帳と家督相続

とはあきらかである。

従ってこの算用帳は、

指引残テ弐百四貫三百八拾七匁六分五リン

右之銀子我、手前へ請取、

寛文拾年

- 御屋敷方其外方、預ケ銀並手前有銀ニテ慥請取置申候、

何時成共算用仕立相渡シ可申候

手代

彦兵衛⑪

有銀

戌正月六日

弥兵衛邱

嘉兵衛命

鴻池喜右衛門殿

門宗利へ家督がゆずられたときには、次のごとく誌されている。 この形式は、元禄六年まで続き元禄七年から記載されなくなった。天和二年、

二代喜右衞門之宗から、

三代善右衞

太郎吉

七兵衛⑪

引残而千六百五拾六寅七百七拾三匁弐ト壱りん

一百四抬貫三百九拾入匁六ト八りん 但善右衛門様みふり銀ニて我々共手前へ請取申候

一千弐百弐貫八百弐拾八匁壱ト壱りん

但是ハ御手前る見世へと御譜取手形ニ而我ペ共手前へ請取申候

面之通今年改、善右衛門様へ別紙ニ右之帳面之写シ仕相渡申候 御屋敷方其外方、預ケ銀並ニ手前之有銀ニて慥ニ請取置申候、

右之銀子我~共手前へ請取、

天和弐年戌正月六日

三口合三千貫目也

手代 三郎兵衛邸 何時成共算用仕立相渡可申候。

右帳

喜兵衛邱

勘兵衛 六兵衛⑪

仁兵衛邸

鴻池喜右衛門殿 法名了信之宗

子善右衛門宗利江右之高譲り渡

したのかどうかは不明である。

を負っているという形式が明記されているのは、元禄六年までであり、このころ、後述からわかるように、 に二代之宗から三代宗利へ家督がうつされる直前であった。英邁な宗益がこうした形式にあきたらなくてこれを廃止 右のごとく、手代が連名で当主から「御屋敷其外方々預ケ銀」ならびに「手前有銀」として預り、かつそれに責任 名実とも

次のとおりである。 帳において、家督相続の旨が記載されている。そしておおむね算用帳も代変りごとにあらためられた。実情を示すと 算した寛文十年正月の算用からはじまることは、すでにのべたとおりである。その後は毎年末に決算され、 年はじめの日付けで、貸借対照と損益計算として示されていることもすでにのべた。土地・家屋など不動産、 さて次に、家督相続と算用帳の関係に目を移したい。現存する算用帳は、寛文九年九月から十二月までの営業を決 予備銀などを除けば、あらゆる資産は算用帳に計上されたから、家督の相続にあたっても、四代目までは算用 それが翌 道具

第一冊 寛文十年(1六七〇)——元禄八年(1六九五)二代了信

第二冊 天和二年(一六八二)——元禄十七年(一七〇四)三代宗利

第三冊 宝永二年(1七〇五)——享保三年(1七1八)四代宗貞

第五冊 享保八年(一七二三)——延享二年(一七四五)五代宗益第四冊 享保四年(一七一九)——享保七年(一七二二)四代宗貞

て改めらたのであれば二冊あったはずであり、そうでなければ一冊であった。 延享三年より安永元年までは現存しない。 この間の算用帳は、 宝暦六年の五代宗益から六代幸行への相続にあたっ

第七 (?) 冊 安永二年(一七七三)-----寛政七年(一七九五)六代幸行

第 18 表 家督相続一覧

为 10 次 水自4000 · 火													
士六代	十一代	十代	九代	八代	七代	六代	五代	四代	三代	产	初代	始 祖	
"	"	"	"	//	//	"	. //	//	善右衛門	喜右衛門	善右衛門	新六	İ
幸昌	幸方	幸富	幸実	幸澄	幸 栄	—— 幸 行	宗益	宗貞	宗利	之宗	正成	幸元	実名
万 蔵	善丑 九之 郎助	善丑 九之 郎助	善九郎	善九郎	善次郎郎	善善差利 大 五次 IS作郎朗	1 善喜 7 次三 8 郎郎	善次郎	善石館	<b>等</b> 次郎	新九郎		幼名
							喜右衛門	善次郎喜右衛門	喜右衛門			直新右衛門 之門	改名
(了道)						(了 / )	宗知	宗羽 (了瑛)	宗誠	了信	宗信	A	剃髪名(改名)
明治一六年	(一八六五)	天保一二年	文化三年	(一七八五)	(一七六七)	(一七四四)	享保二年	元禄一一年	(一六六七)	寛永二〇年		元亀元年	生年
昭和六・三・一八	明治一七・一	嘉永四・九	天保五•一〇•一三	文化元・九・二八	寛政七・九・一六	宝暦六・七・二六	享保八・一・六	宝永二・一・六	元禄八・一・六	寛文一〇年		<i>y</i> .	家督相続年月日
昭和二九・一・一六(22才)	昭和六・三・一八 (4才)	大正九・六・一六 (8)才)	嘉永四・六・二〇 (46才)	天保五・八・四 (50才)	文化元・九・二五 (33才)	寛政七・七・一四 (52才)	宝曆一四•三•二六(铅字)	延享二・一〇・二三(48才)	元文元・七・一二 (70才)	元禄九・三・二 (54才)	元禄六・一・二六 (84才)	慶安三・一二・五(81才)	歿年月日

註 この略譜は主として算用帳と同家作製の「略譜」から作製した。不充分な点は後日補正したい。

第八 (?) 冊

冊は、裏表紙に「鴻池屋喜右衞門」と書れているから、二代喜右衞門之宗が当主のときのものである。 右の算用帳のうつりかわりを説明する。その際、系譜を知る必要があるから略譜をかかげておく。寛文十年の第 この算用帳は

寛政八年(一七九六)——文化十四年(一八一七)七代幸栄、八代幸澄

元禄八年正月まで記され、 右の十四年間算用帳は重複したのである。天和二年の相続はさきほど示したとおりであるが、第一冊元禄八年正月の 家督相続されたのは、 天和二年正月であったが、形式的になされたのは、元禄八年一月六日であった。そのため、 天和二年にはじまる第二冊と十四年間重複している。 実質的には、二代之宗から三代宗利

算用の末尾にも次の一文がある。

右棚おろしハ善右衛門宗利江譲り渡し高、天和弐年成正月ゟ勘定之扣、了信之宗方ニも如此扣置、 御死去ニ付、此後之棚おろしハ善右衛門宗利棚おろし帳ニ而扣相止メ申候 了信之宗元禄九子年五月二日

右之銀子弐万弐千貫目此度嫡子善次郎へ譲り申所実正也 為其奥書如件

合弐万弐千貫目

三代宗利から四代宗貞への相続にあたっては、次のとおり記されている。

同善右衛門

宗利 (花押)

後ニ善右衛門ト改ル 其後 喜右衛門ト改

宝永二年乙酉正月六日

鴻池善次郎殿

実名宗貞

前書之銀子善次郎殿江此度御譲我、共支配被仰付い。

念入作廻可仕ル。

為其判形如件

宝永二乙酉年

四代宗貞が家督をゆずられたのは数え年八才であった。宗貞については、算用帳は二冊である。 同 同 同 彦兵衛 新兵衛 庄兵衛 (花母花母花母花母 押 押 押 押 これは帳面に 余白

がなくなり、享保三年から家督をゆずる享保八年の前年同七年までは新帳につけられたからである。との帳面は大部 年正月六日にゆずりわたされた。 分白紙であるのに、 此方家之儀、代、正統血縁之者相続、 坂掛屋敷不残、其外茶湯道具・諸道具不残相渡申所実正明白ニル。善次郎未幼少ニ付、 右之通相違無之い。今度嫡子善次郎江家督譲り渡申ニ付、別此帳面之金與不残、河内国鴻池新田・田中新田両所之揚所不残、 五代宗益に家督をゆずるにあたって新帳に切りかえられた。四代宗貞から五代宗益へは、 嫡子乍幼少、内証ニ而家督譲り渡い。 任先例善次郎宗益首尾能譲り渡い。 居宅屋敷ハ十四才ニ相成い時可譲渡い。 享保八 大

享保八癸卯年正月六日

員

目出度血脉之嫡子へ家督相渡シ可彼申ル。

為其算用帳面與書仍如件

祖父 視

山中喜右衛門宗利 山中善右衛門宗貞

其方子孫被致繁

花回花回 押 押

山中善次郎殿へ

実名宗益

嫡子

に は譲り状には、 右之通相違無之候」とあるのは、 譲りわたすものが掲げられている。すなわち、 との証文が享保八年正月の算用のあとにかかれているためである。 この帳面の金銀のこらず、 このとき

河内国鴻池新田、

田中新

御内 徳兵衛

層明確になったのである。

家憲の制定によって、代々の当主の恣意による家産の散失を防いだもののそれによって、右に指摘した関係はよ

田両所 動産は算用帳面には計上されていない。 の場所のこらず、大阪掛屋敷のこらず、そのほか茶湯道具・諸道具のこらず、であり、鴻池新田以下の不動産

る。 化し、 れば、 ę り ろに依存し、 払う必要がある。三代宗利、 まで代がわりのときは、 相続した寛政七年(九月十六日)、 行へ家督相続した宝暦六年(七月二十六日)の本家算用帳は現存しないので、不明である。六代幸行から七代幸栄 く経営を指揮したから、 の運営する最後的な統轄者は当主であったと思われるが、享保八年の家憲利定以後は、 いるが、 とのように算用面において相続が明確になされたことが明らかなのは、このときまでである。五代宗益から六代幸 そうした所有と経営の分離という実質的変化が算用帳上における相続に徴妙にあらわれ、遂には家督相続は形式 名目上の経営者でありながら、実質においては、家産官僚制の頂点に立つだけにすぎなくなってきたと考えられ 資本蓄積が巨大となり、 当主が創意を働かせたり、恣意をふるうようなことは困難となり、重だった支配人たちの手で運営されるとこ 算用帳は当主の相続とかかわりをもたなくなったのであろう。 算用帳面においてこうした譲り状は記載されていない。 いわば君臨すれど経営せずといった現象がみられるようになったと想像される。三代宗利は隠居後も長 との現象は四代以後あらわれたとみてもよかろう。 とうして当主は巨大な資本の所有者であ 帳面に余白があっても帳面が改められていたのに、それがなされていない。 四代宗貞まで(享保八年まで)は、手代があずかった形式にはなっていても、巨大な資本 その運用機構が複雑化し、 七代幸栄から八代幸澄へ相続した文化元年(九月二十八日)には算用帳は残って 尨大化するにつれて生じうることはあきらかである。 そして七代から八代への相続にあたっては、 こうした関係は、 家憲の詳細な規定に従うとす たとえ家憲の制定がなくと との点は注意を それ

(2)(1) 宮本又次『鴻池善右衛門』一八六頁、同『近世商人意識の研究』一八〇―一頁参照 「大体鴻池はこの三代宗利までに出来上り、あとは守成の時期で、巨富を擁して、ひたすら保守維持につとめたといってもよ

## (四) 留帳と別帳

い。」(前掲『鴻池善右衛門』一六九十一七〇頁)

られる。これらはすべて棚颪のあとにかき加えられている。享保十九年正月には次の記事がある。 正式の算用からはずし、 簿があったことはあきらかであるが、全く残されていない。別帳は、⑴古債を整理するに当って、回収困難な貸付を すでにのべた「北印」「別印」についても、 帳については、すでに簡単に紹介した。算用帳上に記載されていて現存しない帳簿に、「留帳」と「別帳」がある。 算用帳にのぼる諸勘定科目については、おのおの別の帳簿があったことは、容易に想像されるところである。大福 その運用を行ったもの、② 経営上の予備銀の 計算に用いられたもの、の二種があったとみ 多額の金銀高が計上されているのであるから、これらについても別の帳 (以下については

第三表を参照

千百六拾貫目 金弐万両代

残而壱万弐千八百四貫五百六拾匁四分四厘 窓 五拾八匁かへ別帳へ付ル

また天明五年正月には、

内

一六拾貫目

一百五拾貫目 |三拾壱賞目

弐百四拾八貫四拾目 百弐拾弐費三百目

御 尾 同

御

同

所

所

四拾六貫九百七拾目 四百四拾五貫弐百目 同 所 所

尾

州

同 所

所

酒井雅楽頭様

ベ千弐百五拾五貫八百九拾目

右拾壱口分

六拾貫目

弐拾四貫六百八拾目 三拾壱貫弐百目 三拾六貫目

残而壱万八千七百四拾弐貫八百弐匁七分壱厘 滞貸附高別帳入ル

巳正月十一日元

の <u>-</u> 寛政四年には正月六日に棚颪されたあと、二月二十五日に至り、 四口分一、四〇四貫〇六九匁三分八厘が『滞貸附高別帳へ入ル』となり、さらに「又 子二月廿五日別段ゟ元へ詰」となっている。以上によれば、一天明五年の一一口の滞り貸付高および寛政四年の一四 阿部豊後守・松平右京亮・松平越前守・牧野備後守 千六百九拾三貫八百目

松平 紀

内蔵頭様

よく知られているとおりである。 目余は、 別のストックからの出し入れと思われる。 鴻池家には非常時に備えて莫大な現金銀の準備があったことは、

口の滞り貸付高などは古積の処理を行う別帳であり、享保十九年の一、

一六〇貫目および寛政四年の

一六九三貫

古償処理の別帳に関しては、証文の包み紙に表記された記事によっても知ることができる。 阿部播磨守の例を掲げ

よう。

(1) 別帳 阿部播磨守様 銀 百八拾三貫九百五拾目弐分 金三千四百六両壱歩 文化二丑年ゟ来ル午年迄利足之内へ毎暮 永弐百三拾豆交壱歩八りん三三代 丑飯月ゟ 五拾 両 渡 直 ŋ

(3) 宣武千七百匹两弐歩 永七拾六文九分弐厘七毛代 金弐千七百九拾七两三歩 永八拾八文弐歩代 如正月ゟ 無利 が利 のは五賞八百弐匁八分七厘 柳正月ゟ 無利

若干の返済があるたびに ②・③ の順で

との証文の包紙の表紙の原型は①であり、

・③の順で張紙され、かき直されたものであ

金六干七拾四両弐分

永百七拾八文五歩弐りん代

る。 後なら文化九年)には年二朱、卯年(直後なら文政二年)には無利となっている。 古債は、こうして漸次利率が切り下げ は、相当の古債であろう。 率年二朱の貸銀と年六朱の貸銀が込められていたと想像され、左の肩がきからこれら貸銀は算用帳にではなく別帳に 帳の基本線は明らかであろう。 属していたと考えられる。 ③が一番新しい。(1)をみると利率の箇所に「六朱二朱交り」とあって、この一八三貫目余の貸銀高のなかには利 元本の回収をはかるのが常であった。古債の別帳への移管の事例は多いが、 利率の変更について補足すると、 文化二丑年に六朱と二朱のまじっていたのが、 年六朱と年二朱の利率は共にかなり低利である (五の補説を参照)。 以上の例をあげれば、 ことに二朱のもの 算用帳と別 申年 貧

る。 17 帳差引残り」または「留帳金」は貸借対照のいずれかの側にあらわれるから、 てゆく。 八分七厘が 三一六貫目余となった。 有銀」ともかく)すなわち貸借対照の借方の末尾に近く 「一、六百九拾目分 側 おける年々の結果はすべて算用帳にあらわれた、 留帳」の初見は元禄五年の棚颪においてである。 ところが白川藩借銀諸証文の中にあった覚えがきに次のごとき記載をみる。 に記載されている。 これが延享二年には三、○一七貫目余、寛政七年には四、三一九貫目余(以上第四表参照)、 「留帳差引残取入」として、同十五年には一〇一貫六九三匁四分二厘が 元禄期には、この留帳差引残りがマイナスになった年度もあり、同十四年には三貫四六七匁 宝永三年のように貸借いずれの側にも現われない年度もあるが、これ と考えられる。 借有銀 (「かしある銀」または「かしあり銀」とよむべきである、 との点、 留帳借シ」とあり、 留帳と別帳とはまったく性格を異にす 留帳は算用帳の補助帳簿であり、 「留帳取入」として預り(貸方) は偶然であって、 これが年 文化十四年五、 々増加し そこ

代三百七十三貫百三拾九匁九分壱りん 同極月切

年弐

## 三百八拾六貫弐百九拾六匁三分九りん六毛 同極月切 辰正月*ゟ* 無利

直

(中略)

拾弐貫弐百七拾六匁

拾三貫七百三抬壱匁弐分

(中略)

拾壱貫百五拾弐匁七分五厘弐毛

午極月切 - 五極月*る* 午 型 極 月 方 無利 五ヶ年盛上

貫五百五拾目之利 目 口之利

無利 右同断

無利 右同断 元三拾黄四百七拾弐欠之利

直

午極 馬 明 に 月 よ

留原

メ三指豆賃百豆拾九匁九分豆厚弐手

複雑な制度があり、 ととに は 別帳とともに留帳もあらわれている。 その処理の仕方を知ることは鴻池家の性格を解く上に重要であるが、今後よほど調査が進まなけ 右の引用からもわかるように、 貸金およびその利息の滞 うに関い して

12 現存しない諸帳簿の役割を明確に知ることは困難であろう。

(1)不明。 鴻池家には 宮本又次 『近世商人意識の研究』 「御武家の軍用銀同前」 の予備銀が穴蔵に貯蔵されていた。 一七九頁参照。 別帳や留帳あるいは算用帳とこの予備錠と関係があったかどうかは、 ح れは非常時に備えたもので善段は使用されな 現在

至 利貸業の保全 (熊野三山名目金)

なっていたことは否定できない。 口貸付にあたっては、 鴻池の大名貸が特定少数の諸大名に集中し、 同業者間で、 貸付金の元利を確保する他の有力な方法は、 あるいは 一族の中で分担する方法はとられたのであるが、それでも危険な状態に 危険な状態となっていったことは、 名目金に参加することであった。 すでに指摘したとおりである。 名目 大

二熊野三山貸附所ト云ヘルモノアリテ、之ハ熊野権現へ幕府ヨリ年々祠堂金ト称スルモノヲ若干奉ルノ例ニテ其奉納 紀州熊野三山修覆料金貸付に参加した。 金の貸付においては、これが他の諸債権に優先するところから、利貸業者はこれを利用した。鴻池家では安政年中、 熊野三山名目金について『両替商沿革史』は次のように記している。 一紀州

是レヲ高クシテ利子ノ牙保ヲ取ルナリ。」 この名目金が算用帳面においてい

其実ハ鴻池始メ出

入ノ富豪家ヨ

1)

かに処理された

同年

証文を入れた袋には「紀州熊野三山筋証教入弐拾五通」とあり(実際は二六通)、各証

これは慶応三年末の整理であると思われる。

明治三年には、まだ名目金差加金は存在していたと思われるのに、

慶応三年九月のものである。 その一例を示す。

かは、 薄利ニテ資金ヲ借入レ、 金ヲ保存スル為メニ他ニ貸附ケテ利子ヲ取立テテ扶殖シ行クト云フヲ名目ト為シ、 当時の算用帳がないため不明である。

文の表がきに「卯十二月元」「卯十一月元」などと記されているから、 ここにある証文の最も新しいものは、 の算用帳にはその記載はない。

銀三拾貫目也

公儀御寄附金御貸附之内江為加入預りい

右致承知い

右者野三山江従

安政三年辰正月

鴻池小三郎殿

入用之節者何時ニ而茂元利返弁可申 VЬ 以上

御本家取次

慶応三卯八月迄利足受取 改卯九月元

(張紙)

御寄附金御貸附所

Ш 三 郎 ΣĮŽ.

諫

中 井 仲 £ 右衛門 郎 助

田 酒

田

中

倉

之

助

考えざるをえない。このような複雑な手続きをとって、鴻池家はその資金の安全をはかったのである。 族的な金融団体としての鴻池家の一側面を示すものである。こうした方法が、どうような事情でいつから始まったか されていたのであるから、すべて鴻池本家の資金であり、多くの代瑶人の手によって熊野三山名目金に加えられたと の証文はわずか八通であり一族名のもの一一通、 これと同様のケースが多かったと想像される。すなわち、第一九表をみればわかるように、鴻池 (山中) 善右衞門名 二〇貫目となったこと、この差し加え銀は実は「御本家取次」であったことがわかる。二十六通の証文のなかには、 との証文に張りつけられた張紙の文言である。 御貸附の内へ加えるため預った、となっている。諫川三郎平以下の四名は御貸付所の役人と思われる。 右の証文によれば、 現在不明である。⑵ 熊野三山の御寄附金御貸附所が鴻池小三郎から銀三〇貫目をかり、公儀(幕府)よりの御寄附金 これによると、 他の商人名のもの七通となっている。 慶応三年八月迄の利足を受取り、改めて同年九月元銀 これら全部が鴻 この事実は同 注意すべきは 池 本家に所蔵

(1)飯淵敬太郎『日本信用体系前史』九五頁、宮本『鴻池善右衛門』一九一一二頁より引用

17

ついては、

(2)**分** 児玉洋一氏が調査されたときと現在の証文数は異っている。同氏著『熊野三山経済史』三七六頁以下参照。

た手代とそうでない手代とでも異っていた。子飼いで支配判形役を勤めた手代が、 その時の条件は、 たことは自明であろう。 鴻池家は、 江戸前期以来、多数の分家を分出するとともに、年期を勤めあげた手代たちに別家(別宅)を許した。 子飼いの手代とそうでない手代とではやや異り、手代をある年限勤めた場合でも支配判形役につい その条件の詳しい検討は共同研究者の報告をまたねばならず、そうした商家奉公人のあり方 別家にあたって最も好条件であっ

自体は今後の研究にゆずるとして、別宅後の別家衆がいかなる形においてその営業を行ったかについて、

問題を提出

第 19 表 熊野三山名目金への差加銀証文

1	<b>未</b> 是	T	宛名	T	<del></del>
元銀	本元 残元	証文の年.月	宛 名 (貸 付 者)	利率	備考
實 勿 20.000	質 タ 20,000	Herks 10		II 7 44	
1		安政1.12	鍋屋平兵衛	月7朱	
300.000	200.000	// 1.12	鴻池小三郎	//	0
20.000	20.000	// 2.11	. //	月8朱	
30.000	30.000	// 3. 1	//.	月7朱	' . '
35.000	35.000	<b>"</b> 3. 8	鴻池平蔵	. //	1
30.000	30.000	// 3.11	永原屋源八	. //	1 1 1
50.000	50.000	. // 3.12	近江屋源兵衛	"	· .
20.000	20.000	// 4.11	芦田源三郎	月8朱	
30, 000	30.000	<b>"</b> 5.10	鴻池重吉	月7朱	
50.000	50.000	# 5.12	鴻池貞吉	"	
384. 200	359.000	<b>" 7.</b> 3	鴻池小三郎	年1朱	0, .
100.000	100.000	万延1.10	/豊田屋藤兵衛 伊賀屋徳右衛門 平野屋惣五郎	月7朱	三枚〆
490両	490両	// 2. 1	鴻池善右衛門	月3朱	
216両	216両	<i>y</i> 2. 1	鴻池勘兵衛	// :	
類 50 <b>.</b> 000	<b>質</b> 50.000	文久2.10	山中善右衛門	月7朱	
30.000	30.000	元治1.11	鴻池小三郎	"	
15.000	15.000	慶応1.11	田中屋小八郎	"	:
40.000	40.000	<b>" 2.</b> 6	山中善右衛門	//	; ,
179.850	116.740	<b>"</b> 3. 5	<i>"</i>	// .	〇三通〆
20,000	2.020	<b>#</b> 3 <b>.</b> 5	<i>"</i>	"	0.
61.550	61.550(?)	<b>"</b> 3. 5	<i>"</i>	"	
100.000	100.000	<i>#</i> 3. 6	. //	月5朱半	. :
100.000	89.020	<b>#. 3.</b> 9	<i>"</i>	月7朱	0.
13.000	13.000	<b>"</b> 3. 9	諸福屋勝次郎	//	
100.000	100.000	<b># 3.</b> 9	鴻池熊助	"	. :
25.000	25.000	<b>"</b> 3.10	鴻池猶次郎	" ,	

本元は元銀が返済されていないもの。残元は元銀の一部が返済されたもの(備考欄〇印)。 証文を入れた袋の表には、収めてある証文の銀高が列記されている。これと実 条収めてある証文を較べると、あとから4通とり出され、5通新たに収められ、計26通となったことがわかる。

しておきたい。別家衆のなかには、

は自分家業を行いながら本家ずとめもするのが普通であったようである。本家ずとめの場合はさておき、 家業をする別家である。 それは商人資本の最も前期的な一側面をあらわすとともに、明治以後の日本財閥の原型を含 問題は自分

本家ずとめをするものと自分家業をするものとがあり、

自分家業といっても多く

んでいると思われる点において注目すべき現象である。

残されている。 た形である。享保十八年別宅を許された鴻池弥三郎に謁していえば、寛保三年から宝暦八年にわたる国人の算用帳が が、貸付額は小額であり、 本家とか一族中の某が百貫目の貸付を行うとき、その一部分一○貫目とを五貫目とかを、 をうけ、 別家し自分家業を営むにあたって、別家は鴻池姓を名のり、 一定期間資金の融通をうけた。 「宝暦三酉年算用」の一部を抜粋すると、 本家をはじめとする鴻池一族の金融の一翼に参加して営業を行ったと考えられる。 現存する別家の算用帳によれば、 多くは大名貸に従事していたようである 一定額の資金を与えられ、家屋敷購入についても世話 それに加えてもらうといっ 例えば

三貫弐百五拾目

四百百八拾目

弐貫三百四拾目

(中略)

**土貫百弐拾九匁五分壱厘** 

仲御見 世

田地質 将字加

柳原崇 高田蔵 明石 覧 渦圧加 御見世加

筑後蔵 口入鴻市

すなわち、多くの貸付は、「鴻宇」「鴻庄」「御見世」(本家)などの貸付に参「加」したものであり、 あるいは

鴻

55

定年間後に、

鴻池本家に返却されている点は、

別家の独立の程度の問題に関して非常に示唆的である。

ことで別家の

56 市」の口入にかかるものもあった、と考えられるのである。したがって別家すれば独立したようにみえるが、 に示した熊野三山名目金への差加金に関しても、 得意先の斡旋などを通じて本家の経営組織に組みこまれており、その一細胞のごとき存在であったと思われる。さき 同様の事情がみられた。ととにいく冊か現存する別家の算用帳が

条件を示した享保四年「万留帳」より一例だけを補足してあとは後日の研究にゆずりたい。

理兵衛 (中略) 仕、年十一才ゟ

享保六辛丑年正月両替商売申付い故、右之銀高相渡シ自分作廻ニ為致、年数三十一年相勤、 家用支相兼勤い様ニ申渡い。然共世躰料ハ丑年ゟ相止メ、右代リニ銀拾五貫目五年賦ニと元銀ニ而預ケ申い。 六口合弐拾貫七百六拾七匁弐分七厘五毛

丑年迄四十二才ニ罷成い。

此後も本

末~本家用夏相勤

Vb

内ハ三年目~~ニ打返シ拾五貫目宛借シ申筈也

研究にあたっては、こうした分家・別家を包括した金融機構を明らかにしなければならない。ただ容易に想像される 具体的内容は、 貫目の融資を受けた。融資を継続してもらう条件は、本家の用事を兼ね勤めることであった。「本家用事相兼勤」 享保六年別家を許された理兵衞は、 別家たちが本家を中心とする同族的金融団体に属し、その機構のなかでのみ存在しえたことである。 右に示したように、本家の金融機構の一分肢の役をつとめることであった。大利貸資本たる鴻池家 名付銀、その利銀、祝儀銀など二○貫目余をもらって別家し、本家より更に一五 0 Ō

### T 大名貸と物産売捌きの関係

れわれは算用帳の分析を通じて鴻池家の経営的性格の変化を、 基本的には、 自己資本による大名貸へ純化の過程 57

国元の負担、

帳へ付込、迫而御屋舗ゟ指図之上相納申可事」とあるから、代金の管理は鴻池家がしたことになる。

大阪までの船賃は

上荷賃ならびに水揚蔵入賃は蔵屋敷の負担、蔵出し賃・荷物送り駄賃は買主の負担であり、問屋・仲買

用は必要最小限にとどめ、

私見をのべたい。

諸藩の掛屋・蔵元を引請けていたことは周知の事実であるから、そうとは考えがたい。従って算用帳上に物産売捌き だけである。 この点に関しては作道氏が史料を豊富にかかげて、くわしく紹介・分析されたところであるから、ここでは史料の引 用帳上にそうした変化があらわれたのか。問題は同家がいかなる形で蔵物売捌きに関与したか、 らず存在している。それではこうした現象は幕末期にかぎられたことかというと、鴻池家が江戸期を通じて数多くの た。ところが、作直洋太郎氏の紹介によれば、幕末の文久・慶応期に鴻池家が蔵物売捌きに関与した史料がすくなか の痕跡がうすくなってきたといって、 算用帳の下限は文化十四年であり、そのほか明治二年と九年に算用帳の下がきとみられる決算書がある これらを通じて、算用帳上においては、商業資本的な側面は時代と共に痕跡をうすくするばかりであっ 同家がそれに関係をもたなくなったとは考えられないのである。 にあると思われる。 ではなぜ、 算

より一人、 は、鴻池・桜井屋の連名になっているが、売捌方法を具体的に記した「備前様御国産売捌仕法書並御屋舗ゟ公辺へ御 届之写」においては、 阪における綿椙場を月十二回(または六回) 会所(その元請は桔梗屋清三郎・天野繁治)によって集荷され大阪に廻送された。 は桜井屋庄三郎が登用された。 まず岡山藩の繰綿についてみる。 蔵元鴻池より一人立ちあったが、代金は桜井屋が受取り蔵屋敷へ納めた。 桜井屋のみが売捌きにあたったことが明かになる。 鴻池・桜井屋の両者は、 慶応元年の史料によれば、 通報することなどをきめている。 岡山綿会所に対して繰綿売買にかんする議定書をかわし、大 岡山藩の繰綿は当時蔵物となり、 大阪蔵屋舗に入った繰綿の入札には蔵 その蔵元には鴻池善右衞門、 このように繰綿売捌きに関する議定書 付紙に 「代金御蔵元受取預通ひ 繰綿は国元の岡 売捌方に 山綿 屋 敷

商取引には関与していない。

ては、

それに適応する能力をも失ったのではなかつたか。

売捌きに責任をもったのは桜井屋であり、 私 の入札その他の費用は蔵屋敷の負担であった。売捌代銀のうち壱歩(一割)は売捌問屋が口銭として申し受け、 (五分) は大阪諸入用御手当として引除く、 (桜井屋) 引受相納可申事」(但利足月九朱)とあって、 鴻池家は代金の管理(と恐らく繰綿切手の発行) としている。 桜井屋が金融をすることになっていた。 また品物が捌けないときは 「御蔵有物見込為替金八歩方 に関与しただけで、 以上のように繰綿 実際

資本が行うことは示されていない。そのほか諸藩産の産物にふれた史料はいずれも、 として関係したのではなく、利貸資本として、貸付に付する担保として関係したことを示してい 銀には、 また諸藩産出の物産のうち最大の商品であった米については元治元年 銀高に応じて「引宛米」が示された。との引宛米は借銀の担保であって、 慶応三年に桑名藩の史料がある。 引宛米の売却を鴻池その他の利貸 鴻池家がそれら産物に商業資本 藩の借

者 貸を通じて商品流通に関係をもったことは否定できないのではあるが、その関係は間接的であって、 を安全にすることができた。 どそれを感じさせないのも、 かくして、 以上示したように、 (商人) としてではない。 鴻池は商業資本の側面を失うことによって、 幕末期における諸藩の産物に対する鴻池家の関係は、 算用帳上において、享保以降次第に商業的側面の痕跡がうすれてゆき、 しかしまた同時に、そうしたことによって幕末 鴻池家が諸藩の産物に商業資本として関係しなくなったからだと考えられるのである。 物価変動ことに米価の変動に伴う危険を回避し、 利貸資本のそれであった。 -維新期の巨大な社会経済変動に対し 安永以降ほとん 商品流 鴻池家は大名 自己の資本 通 の

(1) 年記念論文集『現代経済学の諸問題』所収)を参照のこと。 これら諸史料は、 作道洋太郎「近世的利子つき資本の存在形態 鴻池両替商資本の場合-(大阪大学経済学部創設十周 るべきであろう。

が発展の諸条件の反対の多くの諸条件を提示するが故に、時流にのりえた三井や住友などと同じ比重をもって研究さ

主義との関連について語りうる。日本資本主義の発展過程にのりおくれたと定説づけられた鴻池家に関しては、

それ

- (3) 同論文三一三—四頁
- (4) 氏は、鴻池の以上のような蔵物関与の生方も、貨幣取引資本と商品取引資本の機能の結合においてであったと評価されるもので をみせることになった」(同論文三〇九頁)とし、当時の鴻池家は、商品取引資本の機能を備えていたことを主ಟされる。 通を規則(規制か―安岡註)する方向を強く示しており、商品取引資本と貨幣取引資本の機能的分化は同時にその結合の必然性 右論文に引用された諸史料のうちこの問題に関係あるものについては、こういえる。作道氏は「鴻池両替商資本もまた商品流 との点私見とは異る。この問題について以上のように共同研究者の間で意見の相違があり、現在検討中である。

### (八) その他

右にのべたのは、(一)純益、(二)室暦六年の算用帳について、(三)算用帳と家督相続、

四

留帳と別帳、

は、今後もっとも力をそそいで追求しなければならない。そのときはじめて鴻池研究を通じて前期的資本と日本資本 簿のうち中心的な算用帳以外は、まったく断片的に残っているだけだから、帳簿組織を明らかにするには、現存しな 関係を観察すること、算用帳と大福帳を中心として帳簿組織を検討すること、なども今後の課題に加えられる。 は、今後追求する必要がある。そのほか、各藩でとの貸借高をたどり、現存する掛合帳などによって鴻池家と諸藩の にそれら諸問題との関連において、幕末 い諸帳簿の役割を復元してみなければならないだろう。ここではのべなかったが、以上未解決の問題とともに、 利貸業の保全、 (六) 本家と別家、 (七)大名貸と物産売揃きの関係、 維新の変動に際して鴻池家が、 いかに対応し、 の七項であり、 いかに変貌したかの問題 (III) 以下の諸問題 さら 諸帳

(1) 右衛門』二二七頁以下などを参照のこと。 明治維新期における鴻池家に対する評価については、飯淵敬太郎『日本信用体系前史』一三九ー一四一頁、宮本又次『鴻池善

# 九 む す び

となる。しかも大名貸は特定の小数大名に集中し、 貸付は危険はな状態となっていた。 資本(貸有銀)に対する利入 付でないものを除くと、大名貸(蔵貸を含む)は、右の三つの年度で、八六・二%、九○・○%、九八・ て寛文十年には「貸有銀」の五九%を占めていた商人貸は、延享二年には七%となり、さらに寛政七年には零となっ 九貫余で明治三年正月には四万六、六六一貫目となる。資産増加率は、寛文十一年 た。反対に、大名貸は寛文十年一九%、延享二年六四・一%、寛政七年八四・二%となった。「貸有銀」のうちの貸 ごろまで大きい比重を占めていた米をはじめとする商取引は次第に減少し、利貸の比重が大きくなった。それに伴っ は次の諸点である。 鴻池家の算用帳上における資産は寛文十年正月には二〇四貫目余、一五〇年後の文化十四年正月には二万七、〇一 鴻池善右衞門家に残された寛文十年から文化十四年にわたる算用帳を分析した結果、われわれが現在知りえた事柄 ----十四年一・四%と時代とともに逓減した。事業内容が変化したのは元禄末年から享保にかけてであった。元禄 ――延宝三年には二二%、文化十 四%の高率

対する比率は非常に変動的であるから、明瞭な動向は見出しにくいが、 こうした事態と対応して、「預り」銀においては、業務関係から生じた預りの比率は低下した。預り銀の貸有銀に 延享以前と安永以降とを較べると右のことが

期には二・二%となる。貸付に伴う利息収入は、契約利率をはるかに下廻るものとなった。

(家賃・扶持米などを含む) の比率は、

寛文十年

----延宝二年の平均は一四・四%であったり、

それたが逓減して文化

物産

名目金貸付への参加などによって行われた。

(427)は今後の検討を要す)。 預り銀に対する利払が、 - は享保 寛政 −寛保には三−六%であったが、次第に低下して寛政八年以降だいたい○・三%となることをみれば、 -文化ごろには、 預り銀の大部分は自己資本と思われるものが圧倒的な比重を占めるに至った 安永以降急速なテンポで減少してゆき、 年間利払額の預り高に対する これ

この点は「北印」「別印」などが自己資本であったとの推測に一つの有力な証拠となる。

る大名貸へ傾倒してゆく過程が閉瞭になる。との転換は元禄末年から享保にかけて行われ、 われない) 以上、算用帳の貸借対照の記載から、寛文――元禄ごろには酒造・海運・米売買 ・両替業・諸貸付を行っていた鴻池家が、 その後商業的側面を次第に失い、 (但し酒造・海漕業は算用帳にはあら 大名貸、 三代宗利の指導によって しかも自己資本によ

作られた享保八年の家憲制定によってとの転換はほぼ決定ずけられたと考えられる。

定が与えられるかも知れない。こうした組織は、 上の異同は、 心とし、 を許された別家も本家の利貸・両替業の一翼を担って本家の経営を助ける方向を志向せらされた。こうして本家を中 経営が退嬰的になっていったからだと考えられる。 この家憲制定のころより、 費用の比率は低下してゆく。 分家 今後の研究によって明らかにされる。 · 別家 (別宅) を包括した同族的な一大金融機関が形成された。 算用帳における費用計算は清密化した。安永期以降、 相当高価な書画・骨董を多額に購入しているのに、費用の比率が低下したのは、 近代日本財閥の原型を示していると考えられるが、 また家憲制定前に奉公人待遇規定が確立し、そこにおいては独立 鴻池の利貸業の保全は、こうした同族組織経営の運用と諸大名領 調査が進めば鴻池に、 資本・資産が増大したにもかかわ その構造・ 金融同族団の規 性格

同研究の一環であり、との共同研究については一九五八年偕成会学術奨励金を受けた。私がとの研究に関係をもつようになった あとがき〕この研究は、 さきにものべたように、 大阪大学宮本又次教授、 作道洋太郎助教授、 川上雅氏、 藤田貞一郎氏との共

(4	128)												前期的資	本
	12 巻 2 号			v.		,			11巻5号	<del>巻</del>		誤		意を
53	51	127	124	120	115	11	0	103	<b>1</b> 03	頁		磁植		たま
年文化 四10 年平均 14	07	9	表の左欄	5	後から2	亭和 2 年 L 欄	2 I E	10	9	行目		訂正		意をたまわった鴻池家および平井鋭夫氏、
2:3	8.6	零格貸付	松平安基守	平均一歩六歩	(第三表)	285. 859. 31		表はあらわれ	算用はおいて	誤				
2. 2	6.1	零細貸付	松平安芸守	平均一分六毛	(第二表)	300. 346. 64		表にあらわれ	算用において	Œ				樋口竜太郎氏、
		ı		12 巻 4 号									1	横山昌輔氏にあっ
	97 <sub>5</sub> 9	5 92	82	2 <sup>1</sup> 78	67	67	66	66	66	62	58	55	:	グダ
:	8 後	後 第 16 表	12	2 第 14 表	14	11	<b>"</b> .	最後	第13表	第 12 表 (1)	右欄	1		輔氏にあつく御礼申しあげる。
	この傾向に・	寛改2年	4		いわばば退妥的	文十四年	少い年	なり高度	永· 宝 3	新代家の元祖	一橋刑部郎	関係にゆえに		- 九六一年一
1	傾う	寛政2年	普請四年 8	資本に対する	いわば退嬰的	文化十四年	低い年	<ul><li>かなり高度</li></ul>	宝 永• 3	新七家の元祖	一橋刑部卿	関係ゆえに		一年一月八日

とはできなかったが、ながらくわからないことばかりで仕事は全然はかどらなかった。五九年秋ようやく目途をつけ、まず分る 下さった内川菊義氏、栗栖弘典氏(ただし御教示に従わなかった場合もあるので、 責任は筆者にある)、 史料閲覧について御好 る。今後の研究をあわせて改めて定稿を発表したい。偕成会並びに色々御教示下さった共同研究者諸氏、簿記に関しては御教示 ととだけを明らかにする目的で本稿を発表することにした。執筆に時間的なずれがあるため精粗が一定でない点責任を感じてい のは一九五七年からであり、本格的にとりくみはじめたのはその翌年からであった。ほかの仕事もあったのでこれに没頭するこ